

子ども・子育て支援新制度について

1 子ども・子育て支援新制度とは

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が可決・成立し、交付。この 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年度にスタートする予定。

新制度では、消費税の引き上げによる増収分の一部などを財源に、子ども・子育て支援の支援を充実。

国では、平成 25 年 4 月に、子ども・子育てに係る様々な関係者からなる「子ども・子育て会議」設置し、新制度の詳細について随時、検討。

2 子ども・子育て関連 3 法とは

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された次の 3 つの法律を「子ども・子育て関連 3 法」と呼んでいる。

子ども・子育て支援法

認定こども園法の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3 国が新制度で目指すこと

(1) 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

質の高い幼児教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、これまで複雑だった設置手続の簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進める。

(2) 地域の子育ての一層の充実

すべての子育て家庭を対象に、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域のニーズにあわせた子育て支援をより一層充実する。

(3) 待機児童の解消

地域のニーズを踏まえ、待機児童解消のため保育の受入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する。

4 新制度の財源

「社会保障と税の一体改革」の中で、消費税率引き上げ（10%）による増収分のうち、0.7 兆円程度の財源が充てられることとされている。

5 新制度に向けた葉山町の取組み

国が示すスケジュールに従い、新制度に向けた準備を進める。

(1) 新制度施行に向けた市町村の主な準備事項

子ども・子育て会議の設置・運営

子ども・子育て支援事業計画の策定

各種基準に関する条例の制定

(2) 具体的な取組み状況

平成 25 年 3 月 葉山町子ども・子育て会議条例 制定

平成 25 年 7 月 第 1 回葉山町子ども・子育て会議 開催